

京都精華大学における公的研究費に関する不正防止計画

京都精華大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費の適正な管理・監査を行うため「京都精華大学研究費執行における不正防止規程」第17条に定める不正使用の防止計画を次のとおり策定し、この不正使用防止計画に基づく業務の推進および管理を行うものとする。

1. 機関内の責任体制の明確化

不正を発生させる要因	防止計画
公的研究費における機関内の責任体系に関する周知の不足	「京都精華大学研究費執行における不正防止規程」に基づき、本学の最高管理責任者は学長、統括管理責任者は教育企画担当副学長、コンプライアンス推進責任者は研究執行機関の長（全学研究機構長）とし、それぞれの管理責任者としての責任と権限を示すなど、公的研究費の管理責任体系の明確化を行うとともに、学内者向け説明会や大学webサイト等で周知を徹底する。
管理責任者の責任の範囲等が曖昧になる	各責任者に対し責任体系の啓発を促し意識の向上を図るとともに、その職名を大学webサイトに公開する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

不正を発生させる要因	防止計画
公的研究費の運営・管理に関わる構成員のコンプライアンスに対する意識が希薄である	構成員へのコンプライアンス教育・倫理教育の受講を毎年度義務化し、継続的にコンプライアンス意識の向上を促す。

(2) ルールの明確化・統一化

不正を発生させる要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関する機関ルールが、構成員に周知できていない	ルールが形骸化しないよう、モニタリング等の結果も踏まえ、既存の規程等の定期的な見直しを行い、必要に応じて改定を行うとともに、改定を行った場合は各種会議等で管理責任者から構成員に説明し、周知徹底する。

(3) 職務権限の明確化

不正を発生させる要因	防止計画
職務分掌と業務の実態との乖離	規程等において職務権限を明確に規定しているが、競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について必要に応じて見直しを行い、実態に即した職務権限の明確化および決裁手続を行う。

(4) 告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程の制定

不正を発生させる要因	防止計画
学内外からの通報窓口がどこなのか、周知が不足	研究活動における不正行為に関する学内外からの通報窓口を総務グループ（コンプライアンス担当）とし、大学webサイトで公開するとともに、学内においてもコンプライアンス研修時に周知徹底する。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因	防止計画
不正を発生させる潜在的要因について状況把握が不十分	他大学・機関における不正経理等の情報を収集し、不正が起こりうる要因や背景等を把握したうえで、必要に応じて構成員への注意喚起を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	防止計画
研究費執行のルールや事務処理手続きに関する理解不足	事務手続きに関するルールを記した「科学研究費補助金執行の手引き」を作成し、周知する。
	事務手続きに関する相談窓口を学長室グループとし、学内外に周知する。
予算の執行が計画通りに進まず、年度末に集中する	研究計画に基づき順調に予算執行ができているか、事務局は定期的に確認するとともに、必要に応じて注意喚起を行う。
出張計画の実施状況等の確認が不十分	出張の申請にあたり、出張の目的、訪問先、移動手段等について申請書類に詳細に記載がなされているかを承認者がチェックするとともに、出張終了後は事務局が報告書や証拠書類との確実な照合を行う。
アルバイト雇用者へルールの周知が行き届かない	科研費については、出勤記録を記した「勤務報告書」について、研究者のみならず事務局においても内容のチェックを行う。

(続き)	科研費以外の研究費についても、勤務による成果物があれば勤務報告書に添えて提出を求める。
	近年増えつつある、海外における調査協力者への支払いについては必ず謝金（報酬料）扱いとし、精算時に直筆サインの入った領収書を提出することを周知する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正を発生させる要因	防止計画
不正への取組に関する機関の方針や取組が十分に周知されていない	「京都精華大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針」「京都精華大学における競争的研究費等の運営・管理に関する行動規範」「京都精華大学における人を対象とする研究倫理指針」等の公開を含め、不正使用防止の取組について公表する。

6. モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	防止計画
形式的、形骸化したモニタリングが行われる	定期的に内部監査を実施し、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制になっているかなどのチェックを行うとともに、監査の効果が発揮できるよう、内部監査結果等をコンプライアンス教育および啓発活動にも活用するなどして周知を図る。
内部監査結果をもとにしたPDCAサイクルが不十分	内部監査の結果、不正防止計画に反映すべき内容があれば追加する。